

四国森林管理局健康診断請負単価契約書(案)

- 1 名称 令和6年度 四国森林管理局一般定期健康診断
 2 請負期間 自:契約締結日 至:令和7年3月10日
 3 検査場所及び成果品納品場所 四国森林管理局 別紙3
 4 請負代金額 ￥ ー
 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ ー)

検査項目	予定人員	単価	金額	備考
I <一般定期健康診断>	A	B	A×B	別紙1 「一般定期健康診断の検査項目等」による
問診・視診・しよく診	95			
体重・身長・肥満度	95			
視力の検査	95			
聴力の検査	95			
腹囲の検査	95			
血圧検査	95			
心電図検査	90			
尿検査	95			
胸部エックス線検査	95			
胃部エックス線検査(間接)	65			
胃部エックス線検査(直接)	5			
血液検査	90			
喀痰細胞診	3			
便潜血反応検査	80			
肝炎ウイルス検査	5			
計				
諸経費				
消費税相当額				10%
合計				

- 5 予定人数及び請負代金額は見込みであり最低発注数を保証するものではない。
 6 契約保証金 契約保証金は免除する。
 7 暴力団排除に関する特約条項については、別紙のとおり。

上記業務について、支出負担行為担当官 四国森林管理局長 竹内 純一 (以下「甲」という。)と受託者 (医)〇〇 〇〇〇 〇〇長 〇〇 〇〇(以下「乙」という。)は、別紙健康診断契約約款により請負契約を締結し、契約の証として本書2通を作成し、双方記名捺印のうえ各1通を保有する。

令和6年 月 日

「甲」 高知県高知市丸ノ内1丁目3番30号
 支出負担行為担当官
 四国森林管理局長 竹内 純一

「乙」

健康診断仕様書

I <一般定期健康診断>

1 履行期間(健康診断実施期間)

契約締結日から令和7年2月28日まで

2 検査項目及び検査方法

健康診断検査の項目及び検査方法は、別紙1「一般定期健康診断の検査項目等」による。

3 検査受診者数及び検査場所

(1) 検査受診予定者数

別紙2「計画書」による。

(2) 検査場所

別紙3「検査場所及び成果品納入場所」による。

4 検査結果の納入期限(契約締結期間)

令和7年3月10日

5 検査実施方法

(1) 期間は、後日担当者から連絡する。

実施時間は午前8時30分から午後4時00分とする。

(2) 胸部及び胃部のレントゲン撮影については、

① 院内備え付け機種によること。

② レントゲン車でを行う場合は、胃部(胸部と胃部を切り替えて撮影できるもの)のレントゲン車で行うこととする。

(3) 検査に必要な検体容器、検査機器等は受注者の負担とする。

健康診断の会場は業者が設置することとし、健診終了後速やかに現状に戻すこととする。

(4) 検査時に使用する受診票については、受注者が作成・負担する。受診票に必要な項目(受診者氏名、生年月日等)については、事前に担当者から提出を受ける。

(5) 健康診断の際には、業者側で受付責任者及び案内係を配置し、受診者の受付・誘導等に配慮し、滞りなく受診できるよう配慮すること。

6 その他

(1) 健診体制

ア 医師及びスタッフ等について

定期健康診断実施につき1日当たり、問診を担当する医師1名以上及び検査を効率的に行うため必要な看護師、検査技師その他必要に応じた人員を派遣すること。

イ 採血について

採血担当者には採血能力に優れた者を当てること。

ウ レントゲンの読影について

専門医による読影を行うものとする。

エ レントゲンフィルム類の提出・保管について

胸部・胃部のフィルム類については、指導区分該当者及び精密検査該当者分を抽出し、該当者名を記し提出すること。また、残りの胸部・胃部のフィルム類につい

ては、業者が5年間保存することとし、担当者から連絡があった場合は速やかに提出すること。5年経過したフィルム類は速やかに廃棄することとする。

- (2) 受診票年齢及び検査項目別受診対象年齢について
受診票の年齢、検査項目別受診対象年齢は、令和6年3月31日現在とする。
- (3) 受診票及び検体容器等について
受診票の様式等については、別途担当者と協議し決定することとする。
氏名、生年月日等記載済みの検体容器等については、検査該当日の1週間前に事業所単位に仕分けし、担当者へ提出すること。
- (4) 検査結果報告
健診結果は、検査終了後1カ月以内に報告すること。
- (5) 検査結果表は、2部作成し担当者へ提出すること。
- (6) 検査結果表については、前年度等の健康診断表の写しを担当者から受け、当年度の検査結果と前年度等の検査結果が対比できるように作成すること。
- (7) 担当者より受けた健康診断表へ当年度分の検査結果を記入し、担当者へ提出すること。
- (8) 検査結果については、各項目ごとの受診人員及び項目ごとの経費等について照会することがあるので対応すること。
- (9) 詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項については、担当者と必要に応じて打ち合わせること。
- (10) 本業務により知り得た情報については、秘密を漏らし、また外の目的に使用してはならない。
- (11) 本業務の実施に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、生物多様性や環境負荷低減に配慮した事業実施及び物品調達、機械の適切な整備及び管理並びに使用時における作業安全、事務所や車両・機械などの電気や燃料の不必要な消費を行わない取組の実施、プラスチック等の廃棄物の削減、資源の再利用等に努めるものとする。

一般定期健康診断の検査項目等

検査項目	対象者（特に記述のない場合は全員）、検査要領及び留意事項
1 既往歴及び業務歴	<p>① 既往歴及び業務歴の検査においては、治療歴、服薬歴、喫煙歴等の聴取を行うこととなるが、特定健康診査及び特定保健指導との関係をも踏まえ、これらの事項の聴取について徹底を図ること。</p> <p>② 問診票（一般定期健康診断）を用いること。ただし、健康診断を実施する機関の作成している問診票を用いて差し支えない。</p> <p>③ 情報機器作業従事職員は、健康診断問診票（情報処理検診）を用いること。</p> <p>④ 受診者には、心の健康づくりに係るチェック票を提出させること。</p>
2 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査並びに肥満度の測定	<p>① 視力及び聴力の検査については、一般定期健康診断の回数は、3年につき少なくとも1回とし、これらの検査のうち、健康管理医が特に必要でないと認める検査の項目については、行わないことができる。</p> <p>② 腹囲の検査について、次に掲げる職員は、医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。</p> <p>ア 40歳未満の者（35歳の者を除く。）</p> <p>イ 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者</p> <p>ウ BMI（次の算式により算出した値をいう。以下同じ。）が20未満である者 $BMI = \text{体重 (kg)} / \text{身長 (m)}^2$</p> <p>エ 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者（BMIが22未満である者に限る。）</p> <p>③ 腹囲の簡易の測定方法等として、着衣の上からの測定（着衣分の長さを差し引いた数値）又は自己申告（健康診断時以外の測定数値）によることもできる。</p>
3 自覚症状及び他覚症状の有無の検査	問診、視診及びしよく診により行う。
4 胸部エックス線検査	<p>① 40歳未満の職員（20歳、25歳、30歳及び35歳の職員を除く。）について、医師が必要でないと認める場合には、行わないことができる。</p> <p>② 肺がんの胸部エックス線検査については、結核の検査に用いるエックス線写真を読影することによって行う。</p>
5 喀痰細胞診	40歳以上の職員及び30歳以上の希望する職員のうち、喫煙指数（1日の平均喫煙本数×喫煙年数）が600以上となる者（過去における喫煙者を含む。）又は6月以内に血痰のあった者を対象とする。

検 査 項 目	対象者（特に記述のない場合は全員）、検査要領及び留意事項
6 血圧の測定、血糖検査並びに尿中の蛋白、糖及び潜血の有無の検査	血糖検査については、35歳の職員、40歳以上の職員及び希望する職員を対象とする。
7 心電図、LDLコレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪、貧血、尿酸、腎機能、膵機能、白血球数の検査	<p>① 心電図の検査については、次に掲げる職員を対象とする。</p> <p>ア 35歳の職員、40歳以上の職員及び希望する職員</p> <p>イ 血圧検査の結果、最大血圧150mmHg以上、最小血圧90mmHg以上の者で、医師が必要と認める者</p> <p>ウ 問診、聴診の結果、心疾患の疑いがある者で、医師が必要と認める者</p> <p>② LDLコレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪、貧血、尿酸、腎機能、膵機能及び白血球数の検査については、35歳の職員、40歳以上の職員及び希望する職員を対象とする。</p> <p>③ 貧血の検査は、血色素量及び赤血球数及びヘマトクリット値を検査する。</p> <p>④ 腎機能の検査は、血液中のクレアチニンを検査する。</p> <p>⑤ 膵機能の検査は、血液中のアミラーゼを検査する。</p>
8 胃の検査	<p>① 胃内視鏡検査又は胃部エックス線検査については、50歳以上の職員に実施するものとし、一般定期健康診断の回数は2年につき少なくとも1回とする。ただし、胃内視鏡検査については、2年につき1回とする。</p> <p>② ①のほか、胃部エックス線検査について、30歳以上50歳未満の希望する職員に実施する。</p>
9 肝機能検査	<p>① 35歳の職員、40歳以上の職員及び希望する職員を対象とする。</p> <p>② 血液中のGOT、GPT及びγ-GTPを検査する。</p>
10 便潜血反応検査	40歳以上の職員及び30歳以上の希望する職員を対象とする。
11 第1項から第10項までの検査の結果必要と認められる検査	<p>① 肝炎に罹患した可能性がある者とされている者及び肝機能検査で異常所見を有する者に対する肝炎ウイルス検査</p> <p>② その他必要と認められる検査</p>

言 画 書

I <一般定期健康診断 >

検 査 項 目	予定人員	実施時期	備 考
1 問診・視診・しよく診	全員	令和6年 月 日～ 令和7年 2月28日	
2 体重・身長・肥満度	〃		
3 視力の検査	3年につき少なくとも1回		
4 聴力の検査	〃		
5 腹囲の検査	全員(医師が必要でないと認めるときは省略できる)		
6 血圧検査	全員		
7 心電図検査	35歳時・40歳以上及び希望者		
8 尿検査	全員(蛋白・糖・潜血)		
9 胸部エックス線検査	全員(20歳、25歳、30歳及び35歳を除く40歳未満の職員について、医師が必要でないと認めるときは省略できる)		
10 胃部エックス線検査	50歳以上及び30歳以上50歳未満の希望者		
11 血液検査	35歳時・40歳以上及び希望者		
12 喀痰細胞診	40歳以上及び30歳以上の希望者で喫煙指数600以上		
13 便潜血反応検査	40歳以上及び30歳以上の希望者		
14 肝炎ウイルス検査	肝炎にり患した可能性がある者とされている者及び肝機能検査で異常所見を有する者		

別紙 3

検査場所及び成果品納入場所

令和6年度 四国森林管理局一般定期健康診断の検査場所及び成果品納入場所は、以下のとおり。

1. 検査場所（検査実施場所）

四国森林管理局及び契約相手方の所在地（高知市内）

但し、健康診断の検査項目によって、上記により対応が困難な場合は、担当者間で打合せ後決定することとします。

2. 成果品納入場所

四国森林管理局

〒780-8528 高知県高知市丸の内1丁目3番30号

担当者：安全衛生係 電話 088-821-2031

健康診断契約約款

(総 則)

第1条 乙は、請負契約書に基づき、頭書の請負期限内にこれを完了するものとし、甲は、これに対し代金を支払うものとする。

(業務の内容)

第2条 乙が行う業務内容は、次のとおりとする。

2 一般定期健康診断

- (1) 既往歴及び業務歴
- (2) 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査並びに肥満度の測定
- (3) 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- (4) 胸部エックス線検査 (エックス線間接・直接・デジタル撮影のいずれか)
- (5) 喀痰細胞診
- (6) 血圧の測定、血糖検査、並びに尿中の蛋白、糖及び潜血の有無の検査
- (7) 心電図、LDL コレステロール、HDL コレステロール、中性脂肪、貧血、尿酸、腎機能、脾機能、白血球数の検査
- (8) 胃の検査 (原則として、エックス線間接撮影)
- (9) 肝機能検査
- (10) 便潜血反応検査
- (11) その他必要と認める検査

3 前2項の実施箇所については甲の指定する場所 (別紙3) とする。また、業務の全体又は一部を完了したときは、その結果について、成果品を甲の指定する箇所 (別紙3) に提出しなければならない。

4 請負予定金額算出は、健診受診計画書 (別紙2) の項目ごとの人員にそれぞれの契約単価を乗じて算出された額の計とする。

(計画書の変更)

第3条 実施日程は、甲の定める別紙「計画書」によるものとする。但し、計画書により難しい場合が生じた時は、甲乙協議して変更するものとする。

(請負期間の延期)

第4条 乙は、頭書の請負期間内に請負業務を完了することができない時は、甲に対し遅滞なくその理由を詳記して期限の延長を求めなければならない。

2 前項の場合、期限後において完了の見込みがあると甲が認めた時は、甲は請負期間を延長することができる。

3 第1項の場合において、天災その他乙の責に帰することができない理由による場合には、甲乙協議して請負期間の延長を定めるものとする。

(受診人員及び受診場所)

第5条 健康診断の受診人員及び受診場所は、計画書等のおり予定するが、これに異動を生じても乙は異議を申し立てないものとする。

(監督職員)

第6条 甲 (甲の指定する職員を含む。) は、監督職員を定めたときは、書面によりその氏名を乙に通知しなければならない。監督職員を変更した時も同様とする。

1 監督職員は、この約款の外に定めるもの及びこの約款に基づく甲の権限とされる事項のうち、甲が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、仕様書に定めるところにより、事業の実施についての乙又は乙の現場代理人に対する指示を行うものとする。

(現場代理人)

第7条 乙は、現場代理人を定め、事業着手前に書面によりその氏名を甲に通知しなければならない。現場代理人を変更した時も同様とする。

2 乙又は乙の現場代理人は、検査会場に常駐し、健診等の実施に関する一切の事項を処理しなければならない。

3 甲（甲の指定する職員を含む。）は、現場代理人がこの契約履行上著しく不適切であると認めるときは、その交替を乙に請求できる。

(検査及び引渡し)

第8条 甲（甲の指定する職員を含む。）は、乙から第2条第2項から第4項に定める成果品等の提出があった時は、甲の受理した日から10日以内に検査を行うものとする。

2 前項の成果品等は、検査に合格した時をもって引渡しを完了したものとする。

(請負代金の請求及び支払)

第9条 乙は、各健診項目ごとに合格した実施人員に頭書の単価を乗じて得た額を甲に請求することができるものとする。

2 甲は、前項の請求書を受理した日から30日以内に請負予定金額を支払うものとする。

(請負代金の部分払い)

第10条 乙は、各健診種目ごとに事業所を単位として、合格した検診項目ごとの実施人員に頭書の単価を乗じて得た額を部分払いとして甲に請求できるものとする。

(一般的損害)

第11条 本契約の履行に関して生じた一般的損害は、乙の損害とする。

ただし、甲の責に帰する場合の損害については、この限りではない。

(履行遅延の場合における損害)

第12条 乙の責に帰すべき理由で、第4条第2項の規定により請負期限を延長した場合は、乙は甲に対し違約金として遅延日数に応じ頭書の請負予定金額に対して年利5%の割合で計算した額を納付するものとする。

2 甲の責に帰すべき理由により、第9条第2項に定める支払いが遅れた場合は、乙は、支払期限の翌日から支払当日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）

第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(秘密の保持)

第13条 乙は、業務上知り得た秘密を他人に洩らしてはならない。

2 前項の規定に違反したことにより生じた損害については、乙がその責を負うものとする。

(権利義務の譲渡及び継承)

第14条 乙は、この契約に属する権利義務を甲の承認を得ないで第三者に譲渡又は継承させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

2 乙は、事業の全部又は大部分を一括して第三者に委託し又請負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

3 乙は、甲に対して一部の請負について、その名称、その他必要な事項を通知しなければならない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第15条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全

部又は一部を、解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

3 契約上の義務を履行せず、又は履行する見込みがないと甲が認めたとき。

4 天災その他不可抗力以外の理由により契約の解除を申出たとき。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第16条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1項第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項又は第2項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(甲による契約の解除等)

第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙の責に帰すべき事由により、事業期間内又は事業期間経過後相当の期間内に事業を完了する見込みがないと認められるとき。

(2) 正当な理由なしに、事業に着手すべき時期を過ぎても事業に着手しないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、乙が契約に違反し、その違反によって契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(4) 乙が次条第1項の規定によらないで、契約の解除を申し出たとき。

2 甲は、天災不可抗力、その他乙の責に帰し得ない事由により乙が当該年度内に事業を完了する見込みがないと認められるときは、契約を解除することができる。

3 甲は、乙が第13条第1項に反した場合、又は請負い事業者として不適切と判断される場合契約を解除することができる。

4 甲は、前3項の規定により契約を解除した場合において、事業の既済部分及び完済部分で検査に合格したものがあるときは、当該部分に対する請負予定金額を乙に支払うものとする。

5 乙は、第1項並びに第3項の規定により契約が解除された場合は、請負予定金額の1/10に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、甲の受けた損害額が違約金の額を超える場合は、甲は、その不足額を乙に請求できる。

(乙による契約の解除等)

第18条 乙は、甲の責に帰す理由により実施期間が1/2以上減少したとき、又は検査内容の変更により請負予定金額が2/3以上減少したときは、契約を解除することができる。

2 前条の規定により契約を解除した場合は、甲はこれによって生じた乙の損害を賠償するものとし、その賠償額は甲と乙が協議して定める。

(紛争の解決方法)

第19条 この契約に関して紛争が生じた場合は、甲乙協議して定める第三者の調停により解決するものとする。

(契約外事項)

第20条 この約款に定めていない事項については、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。